機能分析表（DMM）（現状）	対象業務		資料番号	版数	作成日付	作成者	市	中嶋課長補佐、金杉主任、砂塚主任、宮川主任
	障害者福祉	基幹		V1	H17.10.27		EA策定ﾁｰﾑ	大谷
階層0	障害者福祉	階層1		階層2				

1-1 問合せ対応	1-2 対象者の状況確認	1-3 情報提供	2-1 申請受付	2-2 聞き取り調査	2-3 進達	3-1 申請受付	3-2 調書作成	3-3 判定依頼
1-8	1 相談対応	1-4	2-8 制度の説明	2 手帳交付	2-4 判定結果受理	3-8 支出命令書作成	3 現物給付	3-4 判定結果受理
1-7	1-6	1-5	2-7 手帳交付	2-6 申請者への通知	2-5 台帳作成	3-7 請求書・支給申請受付	3-6 通知・送付	3-5 医療券・受給者証等作成

2-3
進達先
身：更生相談所
療：18歳以上は更生相談所
18歳未満は児童相談所
精：精神障害者福祉センター

3-1
重度心身障害者医療費支給は、受給者証の交付申請

3-3
32条：進達先は、埼玉精神保健福祉センター

3-6
患者票、医療券は医療機関へ送付している

8-1 申請受付	8-2 審査	8-3 交付決定	1 相談対応	2 手帳交付	3 現物給付	4-1 申請受付	4-2 審査	4-3 交付決定
8-8	8 補助金交付	8-4 請求書受理	8 補助金交付	0 障害者福祉	4 用具給付	4-8	4 用具給付	4-4 給付券等作成
8-7	8-6 実績報告書受理	8-5 支出命令書作成	7 手当支給	6 自立支援給付	5 証明書交付	4-7 支出命令書作成	4-6 請求書受理	4-5 通知・送付

7-2
税システムを照会している

7-1 申請受付	7-2 審査	7-3 進達	6-1 申請受付	6-2 調査書作成	6-3 支給決定	5-1 申請受付	5-2 審査	5-3 証明書作成
7-8	7 手当支給	7-4 結果受理	6-8 支出命令書作成	6 自立支援給付	6-4 受給者証作成	5-8	5 証明書交付	5-4 証明書交付
7-7 支出命令書作成	7-6 支給決定通知	7-5 通知	6-7 請求書受理	6-6 契約報告書受理	6-5 送付・交付	5-7	5-6	5-5

7-3
市の福祉手当は、進達なし

7-7
特別児童扶養手当は、県より支払われる

6-3
支給量、利用料を決定